

○環境省告示第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、環境カウンセラー登録制度実施規程（平成八年九月環境庁告示第五十四号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月十四日から適用する。

令和元年 月 日

環境大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、前項の申請を行うことができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 精神の機能の障害により環境カウンセラーの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第十五条 環境大臣は、登録を受けている者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すものとする。</p> <p>一 精神の機能の障害を有する状態となり、環境カウンセラーの業務の継続が著しく困難となったとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、前項の申請を行うことができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第十五条 環境大臣は、登録を受けている者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すものとする。</p> <p>一 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>